昭和43年10月1日第3種郵便物認可　通巻724号（毎月1日発行）平成26年3月1日

CHUOKAI MONTHLY 2014

中小企業静岡

MARCH 3 No.724

■ 特　集

総会の流れと事務手続き

■ クローズアップインタビュー

静岡県ソフトウェア事業協同組合
櫻井俊秀 理事長

■ シリーズ「くみあい百景」

フリーアナウンサー協同組合舎鐘（しゃべる）

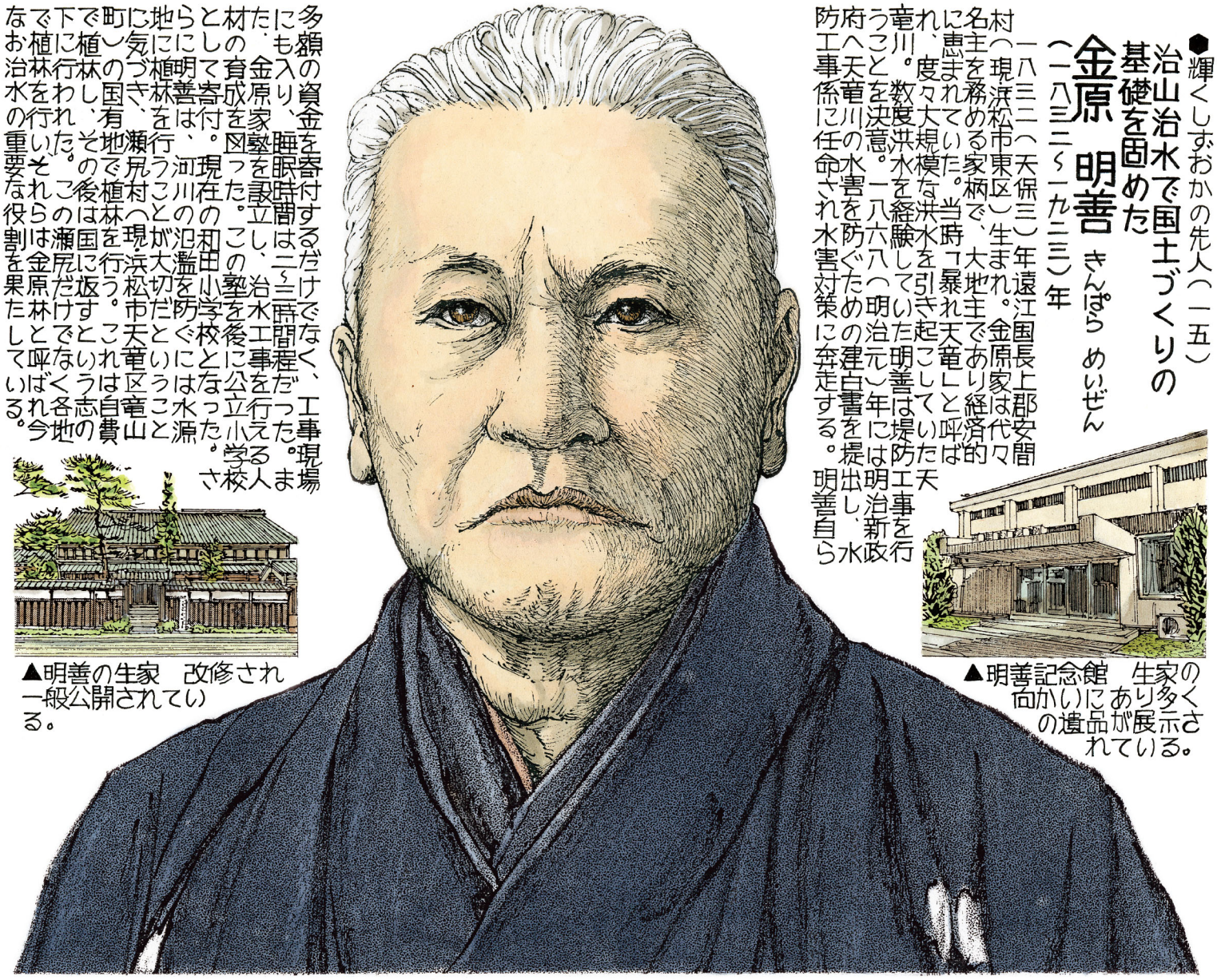

●輝くしずおかの先人（一五）

治山治水で国土づくりの基礎を固めた

金原　明善（きんぱら　めいぜん）

（一八三二～一九二三）年

一八三二（天保三）年遠江国長上郡安間村（現浜松市東区）生まれ。金原家は代々名主を務める家柄で、大地主であり経済的に恵まれていた。当時「暴れ天竜」と呼ばれ度々大規模な洪水を引き起こしていた天竜川。数度洪水を経験していた明善は堤防工事を行うこと。一八六八（明治元）年には明治新政府へ天竜川の水害を防ぐための建白書を提出し、水防工事係に任命され水害対策に奔走する。明善自らは多額の資金を寄付するだけでなく、工事現場に地元の人たちと一緒にしてもらい、明善は植林の育成を図ったり、植林を寄付したりする。植林は国有地の瀬尻に行う。現在の和田川沿いの植林は現浜松市天竜区の自然山と水源地の各地に植林する。今日の治水工事は二～三時間程で下流に植林を行う。治水工事は公共事業で行なわれる。

▲明善の生家　改修され一般公開されている。

▲明善記念館　生家の向かいにあり多くの遺品が展示されている。

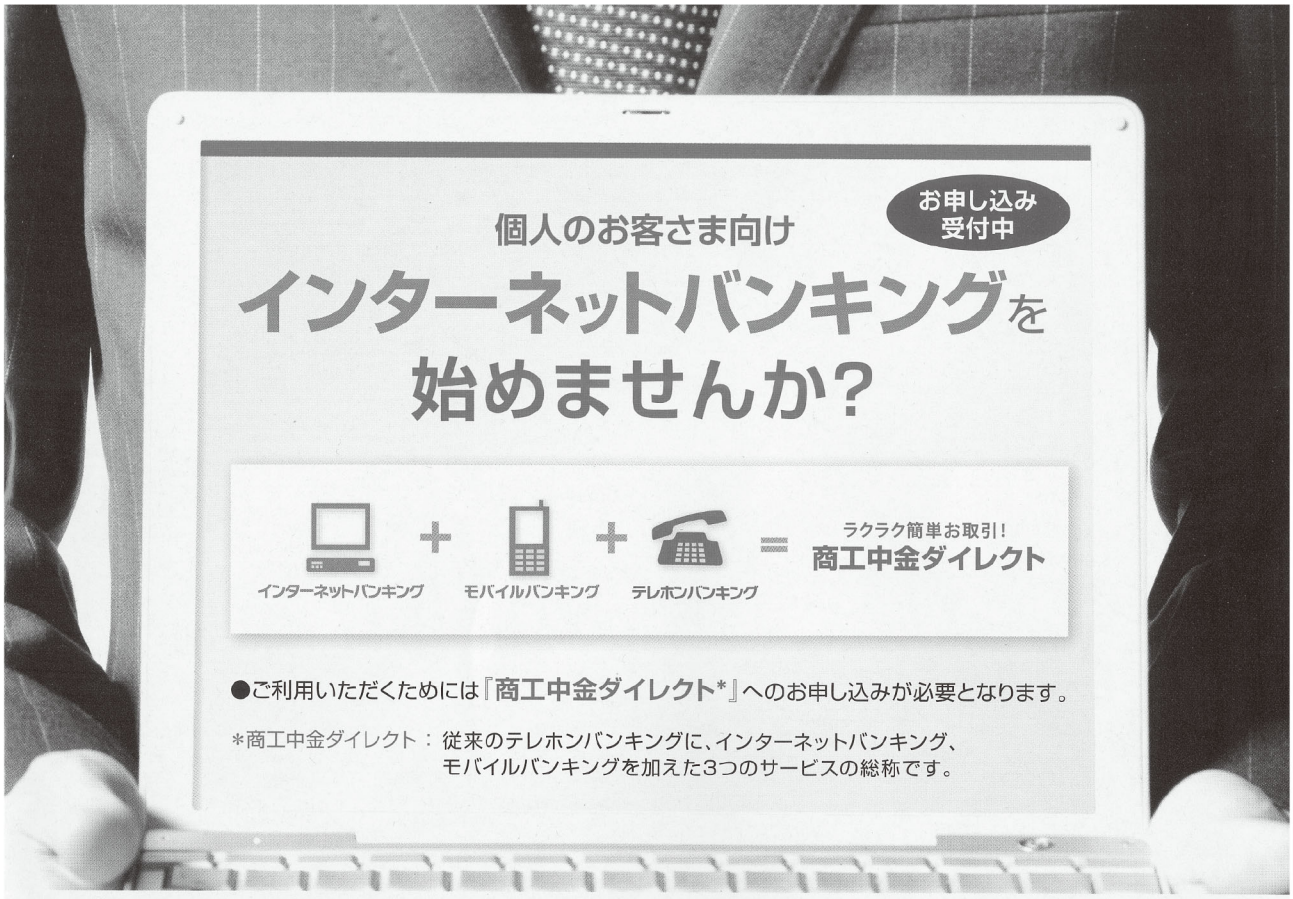

インターネットバンキング、モバイルバンキングの主な特徴

POINT 1 お客さまのパソコン（インターネットバンキング）、携帯電話（モバイルバンキング）でラクラク簡単にお取り引きいただけます（原則24時間ご利用いただけます）。

POINT 2 基本使用料は無料、専用ソフトも不要です。

POINT 3 新型定期預金「マイハーベスト」等の定期預金のお預け入れの他、お振込・お振替、残高照会、入出金明細照会などがご利用いただけます。

* インターネットバンキング、モバイルバンキングはシステムメンテナンス等によるサービス利用停止期間がございます。
* モバイルバンキングでは、定期預金のお預け入れ等一部のサービスはご利用いただけません。
* 「商工中金ダイレクト」は**総合口座**をお持ちの個人のお客さま向けのサービスです。債券総合口座通帳をお持ちのお客さまは、総合口座通帳へお切り替えいただく必要があります。また法人、個人事業主の方が事業でご利用する場合は、法人のお客さま向けの「商工中金ビジネスWeb」をご利用ください。
* 「商工中金ダイレクト」をご利用いただくには、お申し込み手続きが完了し、契約者カードがお手元に届いている必要があります。商工中金ダイレクトのお申し込みをいただいてから契約者カードがお手元に届くまで2週間程度かかる場合がございます。あらかじめご了承下さい。
* ご利用いただくには、インターネットに接続できるパソコン（もしくは携帯電話）とEメールアドレスが必要です。お客さまのパソコンのご利用環境や携帯電話の機種によっては、ご利用いただけない場合もございます（モバイルバンキングをご利用になる場合も、インターネットバンキングによる初期設定が必要となります）。

サービスの概要やご利用いただく上での留意事項につきましては、当金庫ホームページをご覧下さい。

お問い合わせ 商工中金ダイレクトバンキングセンター
0120-299-233（平日 9:00～19:00） http://www.shokochukin.co.jp/

人を思う。未来を思う。
商工中金

中小企業静岡
3
MARCH
No.724

●インターネットでもご覧いただけます
中央会静岡　検索
トップページ右上の
「今月の中小企業静岡」をクリック！
http://www.siz-sba.or.jp/library/chusho-kigyo/1403/index.html

目 次　INDEX

特　集　総会の流れと事務手続き　2

Topics　表彰式典　6組合198名が栄えある受賞　10

クローズアップインタビュー　業界の発展に貢献し産業振興功労表彰を受賞
静岡県ソフトウェア事業協同組合　櫻井俊秀 理事長　13

Business Report　情報を活用する研修会を開催 ほか　14

景況ウォッチ　1月の情報連絡員月次景況調査より　16

ネットワーク　「成長産業分野支援資金」のご案内 ほか　18

シリーズ「くみあい百景」　「声」と「言葉」のプロフェッショナル集団
フリーアナウンサー協同組合舎鐘（しゃべる）　22

読者プラザ　静岡県清水青年中央会　岩崎哲也　24

表紙絵／近藤よしひろ

26年3月号_本文.indd　1　14/02/27　10:54

特集

総会の流れと事務手続き

いよいよ3月。本会会員のおよそ八割が決算を迎える、事業年度を締めくくる月だ。多くの組合では、決算とともに、来るべき通常総会に向けての準備をスタートさせる時期でもある。

特集では、事業年度末から総会までと終了後の事務手続きの流れ、関係各署に提出・申請する書類について解説する。スムーズな事務手続きにお役立て頂きたい。

通常総会までの手続き

図表①は決算関係書類等の作成から通常総会開催までの流れである。

総会の招集は、会日の一〇日前（これを下回る期間を定めた場合は、その期間）までに会議の目的たる事項（議案）を示し、定款に定められた方法にしたがい通知（図

図表① 通常総会の手続きフロー図

「決算関係書類」「事業報告書」の作成

・「決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（損失処理案）」及び「事業報告書」の作成

↓

監事への「決算関係書類」「事業報告書」の提出

・「決算関係書類」「事業報告書」（業務監査を行う場合）について監事の監査を受けなければならない。
・監事は受領した「決算関係書類」「事業報告書」について、監査方法、内容等を記した監査報告書を作成し、理事に対し受領の日から原則４週間を経過した日に監査報告の内容を通知。
※監査期限は予め4週間を下回る期間を設定することは不可。ただし、結果的に4週間を下回る日に、監事が理事に監査報告を通知すればその時点で監査を受けたことになる。

↓

理事会招集の通知

・理事長は理事会の１週間前までに各理事（業務監査権限を持つ監事含む）に対し理事会招集の通知を発しなければならない。
※理事全員の同意（業務監査権限を持つ監事含む）あれば招集手続省略可
※定款で定めれば1週間を下回る期限短縮も可

↓

理事会の開催

通常総会の開催、議案の決議をすると共に監事の監査を受けた決算関係書類、事業報告書の承認。

↓

「決算関係書類」「事業報告書」の備置き

通常総会の２週間前までに「決算関係書類」「事業報告書」を主たる事務所に、写しを従たる事務所に備え置く。

↓

総会招集通知の発出「決算関係書類」「事業報告書」「監査報告」の提供

理事長は、通常総会の10日前までに組合員に到達するよう総会招集通知を出す。
通知には「決算関係書類」「事業報告書」「監査報告」を添付しなければならない。
※組合員全員の同意があれば招集手続の省略可
（この場合、招集発出の際に必要な添付書類も不要）

↓

通常総会の開催

26年3月号_本文.indd 2 14/02/24 11:09

表②）しなければならない。

なお、総会の招集通知は、書面による手続きに加えて、定款に定めるときは、電磁的方法によっても行うことができる。

総会開催の通知には、議案、会議の日時、場所を記載し、総会の議事や日程を了解することができる資料で足りるが、組合員に書面及び代理人による議決権の行使が認められていることから、議案の内容や関係書類も添付することが望ましい。

さらに、通常総会の招集通知の際は、会議の目的たる事項（議案）を示すことに加え、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案または損失処理案、監査報告書を添付する必要がある。

通知は、組合員名簿に記載された住所にあてて発すればよいが、あらかじめ組合員から通知を受ける場所を指定されたときは、その場所にあてて発信しなければならない。

なお、組合員全員の同意がある場合は、招集手続は省略でき、決算関係書類などを組合員に事前に提供する必要もない。

図表② 通常（臨時）総会開催通知書　例

年　　月　　日

殿

組 合 名

代表者名　　印

通常（臨時）総会招集通知書

このたび下記により通常（臨時）総会を開催いたしますからぜひ出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席ができず、定款第○条の規定により、下記目的事項につき、書面または代理人をもって議決権を行使されようとする場合は同封の委任状用紙または書面議決書に必要事項をご記入、ご捺印の上○月○日までに到着するよう郵送または直接提出してください。

なお、委任状のみは総会当日代理人が持参されても結構です。

記

1．開催日時　○年○○月○○日○○時より

2．開催の場所　○○○○○○○○

3．議　　案

(1) 第1号議案　平成　年度決算関係書類承認の件　別紙参照

(2) 第2号議案　○○○○○○○○

(3) 第3号議案　○○○○○○○○

書面や代理人による議決権の行使には注意が必要

組合員は、出資口数の多寡、事業規模の大小等に関係なく、議決権、選挙権は平等に一個与えられている（協業組合や商工組合などでは例外あり）。

議決権は、総会に出席してその決議に加わる権利をいい、総会以外では行使できない（選挙権も議決権の一種とされる）。

総会の議決権は、書面（図表③）または代理人をもって行使することもできる。

これらによって議決権を行使する者も、出席者の数に含まれるので注意が必要だ。

協業組合を除いた組合では、総会の議長は議決権の行使が原則認められていない。

また、特別の利害関係を有する組合員については、議決権の行使が認められているので注意が必要だ。

組合員は定款の定めるところにより、総会における書面による議決権行使に代えて、議決権を電磁的方法によっても行うことができる。

26年3月号_本文.indd 3 14/02/21 14:55

書面または代理人による議決権の行使にあたっては、次の条件が設けられている。

ア　書面または代理人によって権利の行使ができるのは、あらかじめ総会の招集通知によって組合員に通知のあった事項に限ること

イ　代理人は、組合員の親族もしくは使用人または他の組合員でなければなることができないこと（なお、法人である組合員の「代表権を有しない取締役」も代理人に含まれると解される）

ウ　代理人は、五人以上の組合員を代理することはできないこと（四人までの人数を定款に規定）

エ　代理人は、代理権を証する書面（図表④）を組合に提出しなければならないこと（なお、この場合で、電磁的方法により議決権を行うことが定款に定められているときは、その書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる）

代理議決については、特定の者を代理人に依頼することなく、白紙委任状を組合に送付することが慣行上多く行われている。

白紙委任状とは、組合員が総会に関して全般の責任を持つ理事長に対し代理人の選定を一任したもので、総会までに白紙の箇所（受任者、すなわち代理権を行使する者の氏名）が補完されてはじめて委任状としての効力を発する。

ウに示したように代理人の代理できる数は、組合の定款で定められており、これを超える委任状は無効となり、出席者数にも参入されない。よって、総会の定足数を満たさなくなる可能性もあるため、あらかじめ確認しておきたい。

さらに総会の受付では、代理人による出席の場合は、委任状の提出を求め、本人氏名印や代理人氏名の有無、一人が定款で定められる代理人数を超えていないかなど、しっかりと確認を行うことも必要だ。

一方、議長の選挙権については、法は議決権と選挙権を区別しているので、選挙権は有する、とされている。

なお、協業組合では、議長を含む出席者の議決権数で決し、可否同数の場合は議長に決定権はなく、否決となる。

図表③ 書面議決書　例

年　月　日

○○○○組合理事長　殿

組合員住所

氏　名　印

書　面　議　決　書

私は、○○年○○月○○日の第○回通常総会に都合により出席できませんので、下記事項について書面をもって議決権を行使いたします。

記

第1号議案　定款変更の件

原案に反対する。

第2号議案　決算関係書類承認の件

賛成する。　以上

図表④ 委任状　例

年　月　日

○○○○組合理事長　殿

組合員住所

氏　名　印

委　任　状

私は○○○○を代理人と定め下記の権限を委任します。

1. ○○年○○月○○日開催の第○回通常総会に出席し、議決権を行使する一切の件
　総会継続、延期の場合も同じ。

26年3月号_本文.indd 4　14/02/24 11:08

総会終了後の諸手続きは確実に

総会終了後に行う手続きは、議事録作成や行政庁への届出、登記申請、納税申告、総会に欠席した組合員への決議事項の通知や剰余金処分の振替、脱退者への払い戻し、配当金の支払いなど、多岐にわたる。

いずれも重要だが、ここでは、議事録の作成、届出・認可申請・登記をみてみたい。

議事録作成に必要な記載事項に注意

届出で毎年欠かせないのが、「決算関係書類」である。

添付書類は事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金の処分または損失の処理の方法を記載した書面、総会（総代会）の議事録である。会社法では作成が義務付けられていない財産目録も含まれるので注意が必要だ。

図表⑤ 総会終了後の事務手続きの流れ

※事業年度が4/1～3/31で、4/10に組合から監事に決算書提出、監事からの監査意見書提出が5/2、総会開催のための理事会の日が5/10、総会開催日を5/25と設定した場合の例です。

手続事項	5/20　5/31　6/10
出資総口数及び払込済出資総額変更登記 ※事業年度末日現在より、当該末日から4週間以内	
通常総会の開催	5/25●
理事会の開催 ①理事長など役付理事選任の件②その他	5/25●
総会終了後の事務処理 ①議事録作成②剰余金処分、損失処理振替③持分計算④持分払戻⑤配当	（総会終了後速やかに）
決算関係書類の提出	（総会終了後2週間以内）
役員変更の届出	（役員就任から2週間以内）
定款変更認可申請	（総会終了後速やかに）
代表理事変更登記	（代表者就任から2週間以内）
事務所移転登記	（変更から2週間以内）
その他変更登記	（認可書が到達してから2週間以内）
税務申告及び納税 ①法人税②事業税③県民税④市町村民税⑤消費税	5/31までに

※上図の届出、申請や登記等は毎年度必ず行わなければならないというものではなく、必要に応じて行う。

26年3月号_本文.indd 5 14/02/21 11:57

総会議事録は、書面または電磁的記録をもって作成しなければならず、中協法施行規則で次の記載が義務付けられている。

（一）総会が開催された日時及び場所

（二）総会の議事の経過の要領及びその結果

（三）総会に出席した役員等の氏名又は名称

（四）総会の議長の氏名

（五）議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（六）総会で述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

これら記載事項に加え、「招集年月日」、

図表⑥ 通常総会議事録　例

○　○　○　○　協同組合

通 常 総 会 議 事 録

1. 総会の種類　第○回通常総会
2. 招集年月日　平成○○年○月○○日（　　）
3. 開催日時　平成○○年○月○○日（　　）午後○時○○分
4. 開催場所　静岡県○○市○○区○○町○番地
   ○階「○○○○」
5. 組合員総数　○○名
6. 出席者数並びに出席方法　○○名　内訳　本人出席○○名、委任状出席　○名、書面出席　○名
7. 理事の数及び出席理事の数並びに出席方法
   理事　○名　出席理事　○名（本人出席）
8. 出席理事の氏名　○○○○、○○○○…
9. 監事の数及び出席監事の数並びに出席方法
   監事　○名　出席監事　○名（本人出席）
10. 出席監事の氏名　○○○○、○○○○
11. 議長の氏名　○○○○
12. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
    ○○○○
13. 議長選任の経過
    定刻に至り司会者○○○○開会を宣し、続いて理事長○○○○より挨拶があった。司会者から本日の第○回通常総会は定足数を満たしたので有効に成立する旨を告げた後、議長の選出について諮ったところ、満場一致をもって○○○○が議長に選任された。続いて議長から挨拶ののち、議案の審議に入った。
14. 議事経過の要領及びその結果（議案別の可決、否決の別及び賛否の議決権数）
    第１号議案　平成○○年度事業報告、決算諸表並びに剰余金処分案承認の件
    議長は、事業報告及び収支決算報告並びに剰余金処分案について事務局に詳細に説明をさせ、○○○○監事より（記載例：○月○日に監査した結果、○○について調査した結果内容を詳細に記載→監査報告書の文面を参照）調査結果の内容概要を説明し、これを議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。

～（中略）～

附帯決議

議長は以上をもって議案全部を終了したが、本日の決議事項で字句の修正などを要する場合は決議の精神に反しない程度の修正を議長に任せられたい旨を述べ、これに対し全員の承認を得たので議事の終了を宣した。時に午後○時○○分。

上記のとおり議事の顛末を記録し、議長は出席した理事とともに記名捺印する。

議長理事　○○○○　㊞　　理　事　○○○○　㊞

理　事　○○○○　㊞　　理　事　○○○○　㊞

26年3月号_本文.indd 6　14/02/21 14:55

「組合員数及びその出席者数並びにその出席方法」、「議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）」は、定款の規定にしたがって記載する。（図表⑥）

「役員変更届」（図表⑦）は、氏名や住所の変更、補充、死亡や辞任など、役員に関する一切の変更で必要となる。

届出の際の添付書類は、「変更した事項を記載した書面」（新役員名簿、住所は個人のものを記載）、「変更年月日及び理由を記載した書面」、「総会（総代会）と理事会の議事録」である。

図表⑦ 変更した事項を記載した書面・変更の年月日及び理由を記載した書面様式　例

変更した事項を記載した書面

（新　役　員）

役職名	氏　名	住　所（TEL）	備　考 （新任・留任の別を記載すること）
理事長			
副理事長			
専務理事			
理　事			
監　事			

（注）役員の住所については、個人の住所を明記（会社の住所が個人住所と異なる場合）

変更の年月日及び理由を記載した書面

変更の年月日　平成　　年　　月　　日

変更の理由　（例）役員の任期満了による改選

（例）理事○○の辞任による改選

26年3月号_本文.indd 7 14/02/24 11:08

図表⑧は監査権限が会計に限定されている監事の監査報告書である。監査終了後に決算関係書類に添付するもの。業務監査権限を持つ監事の監査報告書はこの通りではないので注意されたい。

図表⑧ 監査報告書　例

監査報告書

中小企業等協同組合法第40条第５項により、組合から受領した第○期財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（または損失処理案）を監査した。

なお、当組合の監事は、定款○条（監事の職務）に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告書を監査する権限を有していない。

1　監査方法の概要

決算関係書類の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、その他通常とるべき必要な方法を用いて調査した。

2　監査結果の意見

(1) 財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示している。

(2) 剰余金処分案（または損失処理案）は法令及び定款に適合している。

3　追記情報（決算関係書類について記載すべき事項がある場合）

平成○○年○○月○○日

○○○○組合

監事　○○○○　㊞

監事　○○○○　㊞

定款変更

総会終了後、行政庁に対して行う認可申請手続きといえば「定款変更」である。

添付書類は、定款変更理由書（図表⑨）、変更しようとする箇所を記載した書面（図表⑩）、定款変更を決議した総会議事録である。

定款の変更については、行政庁の認可を得なければ効力を生ぜず、その効力の発生時期は、行政庁の認可時であり、総会で定款変更を議決したときに遡らないので注意する。また、名称や組合員の資格、事業の追加などを行う場合には、事前に慎重な検討をされたい。

図表⑨ 定款変更理由書　例

定款変更理由書

本組合の強化と円滑な運営を図るため下記の理由にて条文の変更を行います。

記

（役員の定款）

本組合の理事定数は、定款第24条の規定により現行７人で運営されておりますが、共同事業取扱い高の増大に伴い、現行の定数では、業務推進に支障が生じてきております。

よって本組合の強化と円滑な事業運営を期するため、理事の定数を１人増加いたします。

変更登記

組合でもっともおなじみの登記事項といえば「代表理事の変更登記」。役員改選の

図表⑩ 変更しようとする箇所を記載した書面　例

新旧条文の対比

新条文	旧条文
（役員の定数）	（役員の定数）
第24条　役員の定数は次のとおりとする。	第24条　役員の定数は次のとおりとする。
(1) 理事　８人	(1) 理事　７人
(2) 監事　右に同じ	(2) 監事　２人

26年3月号_本文.indd 8　14/02/24 11:08

都度、変更登記が必要となる。代表理事が留任した場合でも、必ず変更登記を済ませなければならない。

図表⑪は出資の総口数及び払込み済出資総額の変更登記申請時に添付する監事の証明書である。組合員の増減などにともなう出資金の変動があったときに申請する。

図表⑫にあるように、先に説明した代表理事の変更（留任含む）、組合員の加入・脱退に伴う出資総口数や出資総額の変更の他に、事業や事務所の所在場所の変更などで変更登記が必要となる。なお、出資金の変更は事業年度末日現在より当該末日から四週間以内とされているので、三月決算で五月に総会を行う組合は、総会前に変更登記を済ませておくことが必要となる。

図表⑬は議事録の署名一覧表である。定款規定の任期は、組合で最も多いパターンとした。参考にされたい。

図表⑪ 監事証明書　例

監事証明書

当組合の事業年度である平成　　年　　月　　日現在における出資口数並びに払込済出資総額は下記の通りであることを証明する。

記

1．変更前出資口数並びに払込済み出資総額

口　　円

2．変更後出資口数並びに払込済み出資総額

口　　円

上記の通り出資の払込があったことを証明します。

組合名：

住　　所

監　　事　　印

上記の者本組合の監事であることを証明します。

組合名：

代表理事　　印

図表⑫ 登記事項

（組合等の設立の登記）

第84条　（省略）

2　前項の登記においては、次に掲げる事項（企業組合の設立の登記にあっては、第３号に掲げる事項を除く。）を登記しなければならない。

一　事業
二　名称
三　地区
四　事務所の所在場所
五　出資１口の金額及びその払込の方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額
六　存続期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
七　代表権を有する者の氏名、住所及び資格
八　公告方法

（以下省略）

上記事項に変更があった場合、２週間以内に主たる事務所の所在地で変更の登記を行う。

ただし、五号（出資に関する事項）については、毎事業年度末日現在より、４週間以内に行う。

図表⑬ 議事録の署名（記名・捺印）に関する一覧表

定款規定の任期	総会開催日	後任者の就任時期	総会議事録署名者	総会議事録記載例 理事及び監事全員が改選の場合
何年又は任期中の第何回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第何回目の通常総会の終結時まで任期を伸長することを妨げない。	「何年」到来前	総会終結後	議長及び旧理事	本総会終結と同時に任期満了により退任するので
	「何年」到来後	総会開催日の選出時	議長及び新旧理事	平成何年何月何日任期満了により退任したので
		総会終結後	議長及び旧理事	
		総会開催日の翌日以降	議長及び旧理事	

26年3月号_本文.indd 9　14/03/03 12:59

表彰式典

6組合198名が栄えある受賞

静岡市清水文化会館マリナートで二月五日、中小企業の振興に貢献した功労者や組合の表彰式が開催され、約二〇〇名が出席した。

主催者挨拶で佐野光治会長は「人は企業において最も重要な財産。中央会としても引き続き雇用の確保、人材の育成、経済の活性化の実現に向け総力をあげて支援していく。各賞を受賞される皆さんは組合や企業を今後も力強くけん引してほしい」と期待を述べた。

表彰式典では組合制度の普及と組合の育成・強化に尽くし、業界の発展に貢献した四名が産業振興功労表彰を、事業運営・財務内容などが健全、優良である六組合及び業界の育成・指導に尽力し、その功績が顕著と認められた四名が産業振興知事褒賞を、それぞれ受賞。大須賀副知事から、表彰状や褒状が手渡された。

県中央会会長表彰では、組合優良職員九名、永年勤続優良従業員表彰の三五年以上勤続の部一八名、二五年以上勤続の部五〇名、一五年以上勤続の部一一三名がそれぞれ栄に浴した。

受賞者・受賞組合は次のとおり（敬称略）。

知事表彰　産業振興功労表彰

山﨑　亨
東芝機械協力協同組合 理事長

木村　繁
静岡県豆腐油揚商工組合 理事長

芝田行億
静岡県わた寝具商工組合 理事長

櫻井俊秀
静岡県ソフトウェア事業協同組合 理事長

26年3月号_本文.indd 10 14/02/21 11:57

産業振興知事褒賞　組合功労者

渡邉正彦
表富士工業団地協同組合 理事長

勝又美和
富士トラック団地協同組合 副理事長

先生泰治
清水工業団地協同組合 理事長

袴田勝彦
協同組合テクニカルパーク湖西 理事長

産業振興知事褒賞　優良組合

富士市一般廃棄物協同組合
（富士市・加藤　修 理事長）

富士宮造園協同組合
（富士宮市・堤　昌之 理事長）

企業組合動物の森
（静岡市葵区・小林明美 理事長）

静岡県環境整備事業協同組合
（静岡市葵区・鈴木雪春 理事長）

企業組合よりみち
（御前崎市・黒川喜美子 理事長）

伍弁協業組合
（浜松市東区・小池　昇 理事長）

静岡県中小企業団体中央会会長表彰

●組合優良職員

日吉　才逸　協同組合カーメイク三島 事務長

萩原　悦子　協同組合静岡県中小企業労務協会 総務課次長

小西　隆晶　伊東商業協同組合 事務局主任

中村紀世子　静岡県大井川地区自動車運送事業 協同組合 事務局長

森田　芳行　協同組合島田計器部品センター 事業部長

伊久美節子　志太家電協同組合 事務局

川島　良太　静岡県西部生コン販売事業協同組合 総務部長

三浦由美子　中遠造園事業協同組合 事務局

田村　悦子　協同組合磐田鉄工センター事務局

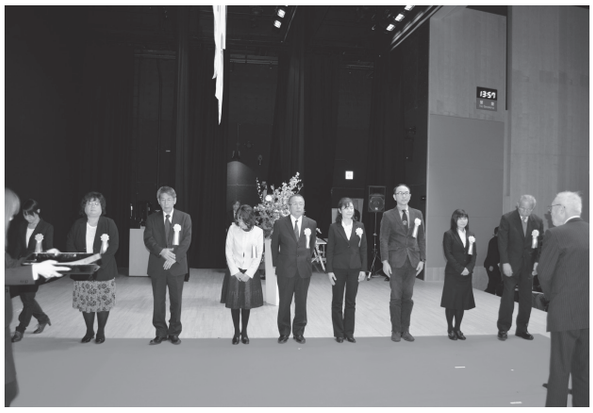

26年3月号_本文.indd 11　14/02/24 11:08

静岡県中央会会員の皆さまへ耳より情報！

約37％割引!!
（団体割引30%役職員一括
契約割引10%適用）

静岡県スーパーＪプランご加入のおすすめ

ー普通傷害保険（準記名式包括契約特約、就業中のみの危険補償（事業主・役員・従業員）特約セット）ー

万が一の事故に備えて社員の安心をバックアップ
静岡県中央会の団体傷害なら こんなにオトクです

業種：建設業、年間売上高4．5億円、全従業員が職種級別B
お一人あたり死亡・後遺障害保険金額2，000万円、入院保険金日額10，000円、手術保険金（手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍・20倍・40倍）、通院保険金日額5，000円の場合

通常の傷害保険に加入している場合

毎月の保険料は **月々47,880円**

1年間で **170,640** 円もお得！

団体傷害保険に加入している場合

静岡県中央会の団体傷害なら **月々33,660円**

●上記は職種級別B（自動車運転者、建設作業者等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
●保険料はご加入いただいた被保険者（補償の対象者）の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険料に変更される場合があります。この場合、保険料を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
静岡県中央会の傷害保険制度に加入された被保険者の人数を合算します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

ご連絡先

＜引受保険会社＞

三井住友海上火災保険株式会社　静岡第二支社
〒420-0031
静岡市葵区呉服町1-2 三井住友海上静岡ビル4F
TEL：054-273-5135　FAX：054-273-5230

◎事務幹事代理店　静岡県協同振興株式会社
〒420-0853　静岡市葵区追手町44-1
TEL：054-251-1637　FAX：054-255-0673

○募 集 代 理 店　静鉄保険サービス株式会社
〒420-0837　静岡市葵区日出町8-3 静鉄日出町ビル2F
TEL：054-653-5007　FAX：054-653-5068

○募 集 代 理 店　有限会社市川保険サービス
〒433-8112　浜松市北区初生町700-7
TEL：053-414-2237　FAX：053-414-2238

NO.96405　SA9-091020-A3N　2011.07/A3N15/B

26年3月号_本文.indd 12　14/02/27 10:54

クローズアップ インタビュー
close-up INTERVIEW

業界の発展に貢献し 産業振興功労表彰を受賞

静岡県ソフトウェア事業協同組合
櫻井俊秀 理事長

一一月の表彰式典において、長年の産業振興に対する功労により、産業振興功労表彰を受賞した。

「実感がわかないというのが正直なところ。ただ、これまでの仕事ぶりを評価していただけたことはありがたいです」と受賞の感想を語る。

昭和五九年六月の組合設立と同時に副理事長に就任、以来、一五年近く事務局を担当。

「一二社で組合を設立した当時、組合員は全員三〇代でした。所帯も大きくなかったし気楽に引き受けた」と振り返る。

若手が集まった組合で「話し合ったことを落とし込んで『SSAインフォメーション』という会報を作成して広報したり、行政や上部団体と折衝してネットワーク作りもした。時には従業員教育や人事・雇用などの勉強会も開催しました」と事務方として腕を存分に振るい業界の発展に貢献した。

「苦労したかって？　そうは思わない。好きにやらせてもらっていたから。もちろん理事長や組合の合意を得た上でですが。いろいろやるのが好きなんでしょうね」。

組合は、順風満帆な時ばかりではない。事業が落ち着いて組合活動が停滞気味になったときもある。「組合の存在意義が問われたこともある。でも、組合員同士顔を合わせて話しをするだけでも有意義だ、と訴え存続させた」と信念を持ち組合を盛り立ててきた。

平成二五年五月代表理事に就任。

「理事長と呼ばれても他人事のようでピンとこない（笑）」とおどけるが、やるべきことを進めていく。

その一つとして組合員同士の自己紹介を始めた。「ITやソフトウェアと一口に言っても業界内は広い。近年組合員も増えてきたし改めてお互いを知る機会を作ろうと思った。ゆくゆくは組合で共同受注を行いたいし、組合員同士での連携を図っていければいい。その第一歩」と狙いを語る。続けて、「自己紹介は表の顔、後の懇親会で側面の『人』を知ってもらう。この業界も『人』で仕事を取ることが多い、コミュニケーションを図っていくことが大事」と交流することの重要性を説く。

平成二六年六月には組合設立三〇周年を迎える。

「記念行事も開催します。ただ、海外から少しずつ仕事が戻ってきたり、女性の活用なども含めた就労条件など、時代が変わっている。三〇周年を機に設立当初の意義を再度見直し、今後の組合のあり方を考える時期」と気を引き締め、組合をリードしていく。

「組合に入れば仕事が来るわけではなくて一緒に活動する中でメリットを見出す。各組合員が自立していながら状況に応じて連携を図る。そんな組合を目指していきたい」と将来を見据える。

㈱富士フォーチュンの代表取締役。

26年3月号_本文.indd 13 14/03/05 15:49

情報を活用する研修会を開催

ファインネット協同組合

富士・富士宮市を拠点に活動する女性ITコンサルタント四社で組織する当組合は、二月八日、九日の二日間に渡り、伊豆市で中小企業経営者約一〇名を対象に、iPadとFacebookのマーケティング活用をテーマにした研修会を行った。

研修会では、初日に実際にiPadを使った実務研修を行った。iPadの活用により、場所や時間を問わず顧客に対応でき、プレゼンや会議の新しいスタイルの提案とそれに伴う経費の削減を期待できる。

二日目は、Facebookのマーケティングの活用研修を行った。Facebookは、世界最大のソーシャルネットワーキングサービスで、実名で、現実の知り合いとインターネット上でつながり、交流をするサービス。より多くの人とつながることで、コミュニケーションを築き、ネット上で情報を拡散させ、ネット利用者でない人達にまで拡散する可能性を秘めている。企業は、これらを活用し業務の活性化を図ることができる。参加者は「興味は以前からありましたが、活用の仕方がわかりませんでした。iPadを業務の効率化として利用できること、Facebookは、情報漏えいばかり気になっていましたが、お客様と自社を結ぶ有効な手段になり、導入する利点が大きいこともわかりました」と話す。

林康恵理事長は「今後、当組合は受け身の姿勢から、お客様の目線にあった提案ができるよう、こうした研修会などで伝えていきたい」と述べた。

▲熱心に研修会に参加する受講者

発電効率の高い小水力発電装置を開発

静岡中部金属開発協同組合

志太榛原地域の金属加工業者、機械製造業者ら六企業が、小水力発電装置の共同受注事業を行う静岡中部金属開発協同組合を、二五年一〇月二五日、設立した。

三年程前より任意組織として小水力発電装置の試作開発・実証試験を行ってきており、本格的な販売展開やさらなる製品改良を目指すため組織化。

装置の開発を始めたきっかけは、リーマンショック後の景気悪化に伴う受注減などの現状打開へ向け、独自技術を結集し環境・エネルギー分野に対する新事業展開を図ったことによる。

既存の小水力発電装置の多くは、流水の落下と水車の回転による構造が主流であるため、条件によっては発電効率が非常に悪くなることが課題である。

当組合の装置は、水の流れを早めて効率的に発電させるための設備を付けるとともに、独特の「ループウィング型」のスクリューを水中に沈めることで、従来の水車型と比べてはるかに高い発電量を実現した。さらに、ゴミもほとんどつかないためメンテナンスが簡単な点や、小型で設置費用が少額で済む点なども評価されている。

既に県東部の複数の市町で導入が決まっており、地元での実績を積み重ね、国内外への販路拡大につなげていく。

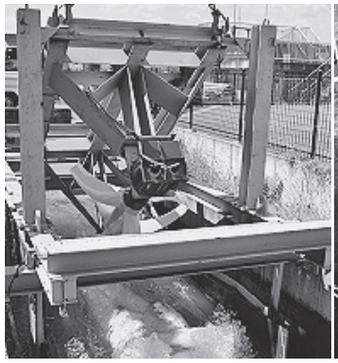
▲農業用水路での実証実験

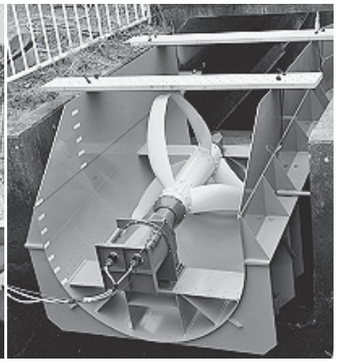
▲高効率な「ループウィング」

26年3月号_本文.indd 14 14/03/03 12:59

ユニフォームへのプリント方法効率化で経営革新の承認を得る

レワードグループ協同組合

浜松市のレワードグループ協同組合は一月二一日、静岡県から経営革新の承認を得た。中央会の支援によるもの。

テーマを昇華プリント野球ユニフォームの量産化と短納期化の実現とし、新設備導入とこれまで培ってきた生産ノウハウの活用により、野球ユニフォームのプリント作業にかかる時間を大幅に短縮。これまで、繁忙期にはプリント作業が追い付かない状態だったが、この度の経営革新により効率的な生産体制を構築し、顧客の需要に対応していく。

昇華プリントとは、マークや背番号などを生地に圧着させて貼り付けるのではなく、転写紙などに印刷した紙へ高温の熱をかけ、気化させたインクで生地を直接染める方法。圧着方式に比べ、複雑なデザインに対応でき、生地の通気性を損なわず、マーク等が剥がれることもない。

レワードグループ協同組合は、野球ユニフォームメーカーである㈱レワードの協力会社として平成二年に設立。組合員の取り扱う野球ユニフォーム及び関連商品の一貫生産を行っている。

また同組合は、今年度中央会の補助事業を活用し、ユニフォーム以外の商品開発にも取り組んでいる。

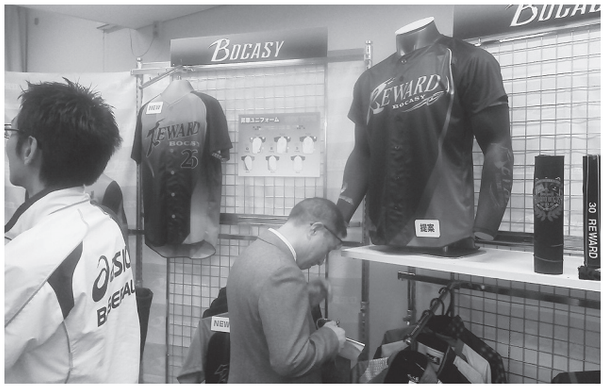

▶昇華プリントで作成されたユニフォーム

組合青年部静岡県大会を開催

静岡県中小企業団体中央会 静岡県青年中央会

県内の組合青年部の資質向上と連携強化、情報交換などを目的に、組合青年部県大会が静岡市内のホテル静岡グランドホテル中島屋で二月一五日、開催された。

大会には若手経営者や後継者ら約五〇名が参加。

二人の講師から今後必要とされる経営ノウハウについて講演があった。

最初に、小さくても強い会社を作るをテーマに佐藤智明氏が講演。

「企業の成長の秘訣は三つある。一つめはしっかりとした成長戦略、二つめは資金繰り、三つめは黒字を計上すること。自社ではわかりづらい企業価値を認識するとともに、市場が何を欲しているか分析していくことが大事」と語った。

次いで、銀座でおにぎり専門店からスタートし、現在では糀ドリンク、日本酒、味噌製造と事業領域を拡大してきた葉茸正幸（はぶきまさゆき）氏が、経営者の立場から事業展開について語った。

「初めは単にモノを売るだけだったが、現在はモノを通じて心の豊かさを消費者に提供していくことに変わった。経営理念を持つことが事業の支えとなる」。

講演会終了後には交流会が開催され、参加者らは親睦を深め互いの情報交換を行った。

▲講演を行う佐藤氏

26年3月号_本文.indd 15 14/02/27 10:54

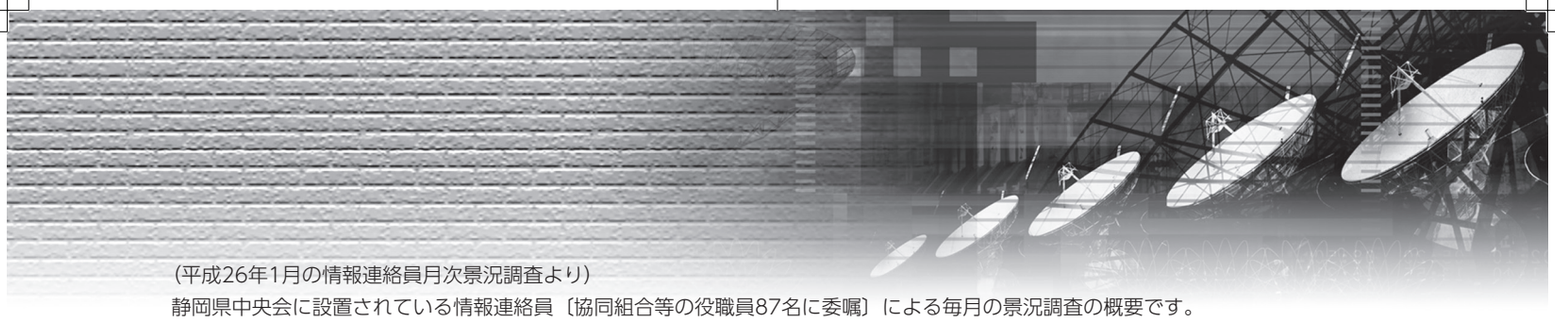

（平成26年1月の情報連絡員月次景況調査より）

静岡県中央会に設置されている情報連絡員〔協同組合等の役職員87名に委嘱〕による毎月の景況調査の概要です。

業界の声 対象17業種より抜粋

■製造業

・アベノミクス景気への期待感が高まる。しかし、地元水産物の消費復調はまだまだ。**（水産食料品）**
・枕崎に数年ぶりに台湾船が入港し（原料魚の水揚げがあることから）とりあえずの仕事量は確保できる見込み。しかし魚の値段変動には悩まされ続けている。台湾船の値段が興味深いが、製品の販売価格は相変わらず安値。大手の問屋やメーカーにも買う意欲がみられない。**（水産食料品）**
・受注量が昨年並みを確保し、操業度も昨年並みとなった。原材料等の値上がりや今後の電力費等のアップが予想される中、採算が取れずにいる。**（織物染色）**
・取引先であるかまぼこメーカーのアンケート結果ではH26年度の売り上げは予想が立たない、が最も多く、減少予想と合わせると半数以上。今後、消費増税など先行き不透明で懸念材料が多い。**（その他の木製品）**
・売り上げは前年並み、販売価格帯は多少低下傾向にある。今後多少は駆け込み需要がありそう。**（仏壇）**
・１月には富士市で「富士山紙フェア」が行われた。ペーパレス化の時代になり紙離れが起きているが、市の地場産業がイベントで少しでも盛り上がり、業界振興を次世代にもつなげていけたら、と思う。**（パルプ・紙・紙加工品）**
・一部の事業所においては、輸送手段のダンプカーの確保が厳しく、注文に応じられない状況。**（セメント・同製品）**
・出荷は旺盛に推移している。この傾向は今夏まで続きそう。**（セメント・同製品）**
・原材料の高騰もあって採算確保に苦慮し、政府の言う賃上げ環境には程遠い状況。消費増税後の不安が募る。**（生産用機械器具）**
・消費増税の駆け込み需要で、冷蔵庫、エアコンは増産に入っている。**（電気機械器具）**
・自動車用部品関連企業の生産は、４月の消費増税前の駆け込み需要により高負荷となっている。**（輸送用機械器具）**
・自動車部品は消費増税前の駆け込み需要が予想以上の伸びとなっており、残業、休日出勤等生産負荷の高い状態が続いている。ただし、４月以降の反動による落ち込み予測が難しく、来季の計画が立てにくい状況。**（輸送用機械器具）**
・労働派遣会社からの派遣条件の賃金等が上昇傾向にある。また、希望の人員が思うように集まらなくなってきている。**（輸送用機械器具）**
・１月中旬、駅前百貨店で第40回となる静岡伝統産業展を開催。地元の職人たちの伝統工芸品展で売上高は当初目標をクリア。しかし、課題は後継者と技術力の継承。**（漆器）**

■非製造業

・特殊セメント供給不足を解消した結果、JRトンネル改修及び災害復旧関連により出荷量は前年同月比３％増となった。しかし、民間工事の設備投資は低調に推移している。**（セメント卸）**
・前年同月対比は不変である。**（各種卸）**
・昨年のLEDシーリングライトの拡販キャンペーンで（各県による業界の取り組みで）本県は１位に輝いた。省エネに対する意識が高く、良い結果につながった。H26年度はメーカーや商品アイテムの取り扱いを増やすことや、得意ジャンルを増やすなどし合わせて発電、リフォーム、省エネ製品などさらに強力に取り組むよう、組合員に促している。**（家電小売）**
・特に小売店舗の売り上げが減少している。**（鮮魚小売）**
・新年を迎えると例年、顧客の需要は低迷する。あまり商材の動きはなかったが、消費増税に伴いメーカーが慌ただしくなっており、例年より１～２カ月前倒しでエアコン在庫の買い入れを行う。若い世代はネットによる安価な製品を求める傾向にあり、反して団塊世代は高齢化を迎え、価格が高くても操作性が容易で機能・性能が満足できるものを求めている。今年は地域密着を主体とし、団塊世代をターゲットに考慮した商法・商材を検討斡旋していきたい。**（家電小売）**
・例年になく寒い日が続いたため衣類の販売は伸びているように思われる。新年初売りは多くの来街者があり、デパートのクリアランスもあり大変にぎわった。**（商店街）**
・厳しい年明け。年末に商店街内のアーケードを撤去し明るい街並みが開けたが、人通りが少ない。組合として誘客への取り組みのため、勉強会を企画した。**（商店街）**
・年始は天気も良く、多くの人出があった。福袋販売も人気があり賑わっていた。１月後半から商店街内の百貨店がセールとなり、商店街としての集客にも弾みがついた。まちゼミ参加店の報告会や春のイベントに向けた全店説明会など、活発に組合活動を展開した。逸品チラシを３月20日に中部版、岳南版、遠州広域版で45万部発行し、商店街の魅力をアピールする。**（商店街）**
・年末年始は昨年より少しにぎやかで、売り上げも良好。中旬以降は静かになった。消費増税のレジ対応がこれから大変。**（商店街）**
・産廃業に関してはあまり変化がないが、土木・解体等を併業している事業者はかなり仕事が多いとのこと。**（廃棄物処理）**
・年末年始は暦の並びが良かったこともあり、約８日間好調であった。**（宿泊）**
・特に大きな景況変化はないが、好転の兆しも見えない。**（ビルメンテナンス）**
・公共工事を受け持つ業者は工期に追われ、多忙な日々。建設業の入職者不足が深刻化。仕事はあっても技術者、技能者不足は不況にあえぐ業界が人員整理、保有機械の縮小をした結果。リニア着工やオリンピックを控え、資機材や労務費の高騰も予想される中、発注側が市場価格を予定価格に反映することが求められる。**（総合工事）**
・売上高が増加しても、資材の値上げと職人不足による単価上げにより収益は改善していない様子。**（総合工事）**
・年度末及び、消費税アップがらみの駆け込み需要で、売り上げは増えているが工事単価は従前どおり。
市からの３月納期の工事を受注。繰り越さないよう、厳しい条件。**（総合工事）**
・荷動きは低調のまま推移しているが、特積み貨物は一部に運賃の値上げが見られる。燃料価格は前年同月比10円/ℓ程度値上がりしており、収益状況は悪化している。**（道路貨物運送）**
・燃料高騰等、非常に厳しい状況になっている。１月は稼働日数も少なく売上高は減少となった。**（道路貨物運送）**
・売り上げが増加したが、固定費が上がっているため収益増につながらない。**（道路貨物運送）**

26年3月号_本文.indd 16 14/02/27 10:54

景況ウォッチ watch

組合活性化情報

全9項目中「在庫数量」「取引条件」「収益状況」「設備操業度」「業界の景況」の5項目が改善

～売上高、販売価格、設備操業度はプラス基調を維持し、前年同月を上回る。木材・木製品、輸送用機器製造、建設を中心に回復基調が続いている。消費増税を控え、DI値とはうらはらに増税後の反動を懸念する傾向がみられる。～

概　況

○平成26年１月の前年同月比のDI値は、「売上高」を中心に好調を維持。前月との比較で改善は「取引条件」など５項目。売上高」「販売価格」「設備操業度」はプラス値を維持し、前年同月を上回る傾向が続いている。
製造業は、前月との比較で「在庫数量」「設備操業度」「雇用人員」「業界の景況」の４項目にて改善。
非製造業は、前月との比較で「在庫数量」「販売価格」「取引条件」「収益状況」「資金繰り」が改善。

○全体的な傾向としては、売上高と販売価格、設備操業度が前年同月を上回る。業種別では木材・木製品、一般機器、輸送用機器、建設が好調なほか、窯業・土石製品、卸売などでも回復の兆しがみられた。
多くの業種から今後予定されている消費税アップによる駆け込み需要で受注増加、設備稼働の上昇などが聞かれる。同時に、増税後の落ち込みを懸念する声も多く先行き不透明。依然、燃料や原材料高の価格高騰、建設業では、急激な反動から職人不足に悩まされている。中小企業の今後の景況は、予断を許さぬ状況といえる。

DI値の推移 ※DI値 ＝［(増加・好転組合数－減少・悪化組合数)／対象組合数］×100

	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
H26.01	**17.3**	**−6.6**	**2.3**	**−3.4**	**−11.5**	**−9.2**	**25.6**	**−5.7**	**−4.6**
DI値	☀	☀	☀	☁	↗	☁	☀	☁	☁
H25.12	20.7	−1.7	4.6	−6.9	−12.7	−8.0	18.0	−4.6	−5.7
H25.12→H26.01	**−3.4↓**	**−4.9↓**	**−2.3↓**	**3.5↑**	**1.2↑**	**−1.2↓**	**7.6↑**	**−1.1↓**	**1.1↑**

＋0.1以上･･･☀　± 0.0～−10.0･･･☁　−10.1～−20.0･･･↗　−20.1～･･･☂　なお､「在庫数量」のみマイナス値が大きいほど好転を示している。

主要三指標DI値推移（過去10年間）

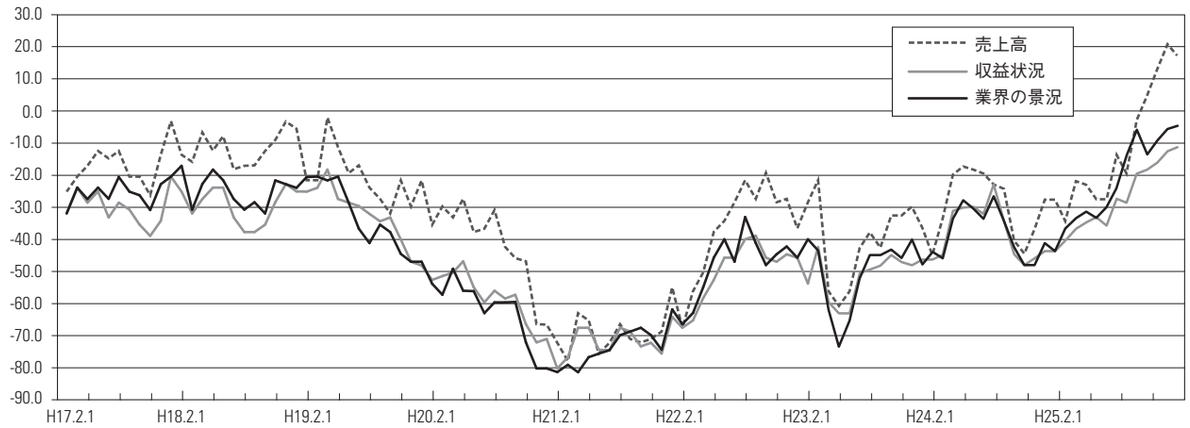

26年3月号_本文.indd 17　14/02/27 11:35

「男女共同参画社会づくり宣言」を行う事業所・団体を募集しています

●例えば、従業員・職員の方への感謝の気持ちを言葉で表現したり、働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組む決意を「宣言」すると……

登録証の無料交付

従業員・職員の方に宣言の内容を知っていただいたり、「宣言事業所・団体」であることをPRしていただけるよう、**額に入れて交付**します。

県ホームページへの実名掲載

宣言事業所・団体のイメージアップにつながるよう、**名称や概要を掲載**します。**自社ページへのダイレクトリンクも可能**です。

研修会等への支援

社内で男女共同参画に関する研修会等を開催する場合、講師紹介や、申請して認められれば**講師謝金を最大3万円まで補助**します。

講座やセミナーの実施

宣言事業所・団体向けの**講座やセミナー**を実施します。

各種情報の提供

県男女共同参画センターの広報誌など**役立つ情報**をお送りします。

●「男女共同参画社会づくり宣言」推進事業とは？

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進や女性の参画拡大などによる**企業や団体等の男女共同参画社会づくりへの取り組みを支援する事業**です。

●ワーク・ライフ・バランスを進めると……

個人→希望するバランスの実現

……望むライフスタイルは千差万別

・若 年 層…自己啓発などプライベートな時間の更なる充実など
・子育て期…男女が共に家事、育児への参加など
・中 堅 層…仕事と介護の両立、地域活動への参加など
・高 齢 者…体力的に無理なく働ける就労環境の充実など

社会全体→社会の安定と活力の向上

……働き方の見直しへの対応

・労働力の確保…子育てや介護など制約を持つ人、女性や高齢者等の多様な人材を活用でき、就業人口減少に対応
・生活性の向上…仕事への満足度の向上、疲労回復や自己啓発に取り組む余裕の創出など、社会全体の活力の高まり

企業・組織→競争力強化の実現

……新しい経営戦略の導入

・人材の確保…従業員の望む就業環境の提供により、優秀な人材を確保
・コストの削減…優れた人材の離職を減らすことで人材育成費を節約し、会社への満足度上昇や心身のリフレッシュで生産性を向上
・多様性の恩恵…様々な立場の従業員がいることで、組織としての柔軟性・創造性を保ち、新しい価値を創造

●企業等に求められる取り組み

……「男女共同参画社会づくり宣言」の例

方針決定過程への女性の参画拡大

・女性役員や管理職の割合の増加
・希望により、従業員をパートから正社員へ転換
・女性の能力が発揮できるよう、従業員の意識改革を促進
・ダイバーシティ・マネジメントの※推進

子育て・介護など、男女がともに役割を果たす環境づくり

・時間外勤務の削減
・短時間勤務、フレックスタイムなどの制度の整備
・育児休業や介護休業を取得しやすい制度、体制の整備
・再就職受け入れ制度の整備

男女がともに能力を発揮できる環境づくり

・スキルアップのための研修制度の導入
・勤務評価の査定基準や昇進・昇格基準の明文化
・働きやすい環境づくりのためのアンケート等の実施

※ダイバーシティ・マネジメント
多様性への対応。この場合の「多様性」は、性別･年齢･国籍･健康状態など「働く人」の多様性と、勤務形態・労働時間・勤務時間帯など「働き方」の多様性を指します。その人にとって最適の労働環境を提供することで、資質・能力を最大限引き出すのが狙いです。

●あなたの事業所・団体でも「宣言」してみませんか

……取り組み宣言の手続きについてのご案内

・対象となる事業所・団体

・県内に所在する事業所・団体で、規模は問いません。学校や地域団体などの宣言も歓迎します。

・宣言内容

・「男女共同参画社会づくり」に向けて、**現状から一歩でも前進する取り組み内容**であれば宣言可能です。
・宣言は代表者が行ってください。
・複数の宣言を行っても構いません。

・宣言の手続き

・「宣言届出用紙」に、事業所・団体としての**取り組み内容や概要を記入**し、静岡県くらし・環境部県民生活局男女共同参画課へ**郵送するだけで手続きは終了**です。**報告義務はありません。**

郵送先：〒420-8601　静岡市葵区追手町９-６
静岡県くらし・環境部県民生活局男女共同参画課

・取り組み宣言の有効期間は５年間とします。５年ごと（又は内容に変更が生じた時）に、改めて宣言の提出をお願いします。

26年3月号_本文.indd 18 14/03/03 13:14

成長産業分野への参入などをお考えの中小企業・組合の皆様
中小企業向け県制度融資

「成長産業分野支援資金」のご案内

貸付名	成長産業分野支援貸付
融資対象者	成長産業分野への参入又は成長産業分野事業の拡充と認められるものであって、下記に示す資金・貸付の要件を満たす中小企業者、組合
資金使途	成長産業分野事業の実施に必要な設備資金、運転資金

融資利率等

要件となる資金・貸付	融資利率	保証料率	融資限度額	融資期間	信用保証
開業パワーアップ支援資金	年1.3%	年0.65%	2,500万円	10年	要
高度技術開発貸付	年1.3%	年0.9%	7,000万円	8年	要
新分野貸付	年1.4%	年0.3%～1.3%	7,000万円	10年	任意
産業集積貸付	年1.4%	年0.58%	8,000万円	10年	任意
経営革新等貸付	年1.4%	年0.58%	8,000万円	10年	任意

ホームページ

http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/sikin-25.html

貸付名	クラスター産業分野支援貸付		
融資対象者	静岡新産業集積クラスターに参画する中小企業者、組合		
資金使途	クラスター関連分野事業の実施に必要な設備資金、運転資金		
融資利率	年1.4%	保証料率	年0.3%～1.3%
融資限度額	5,000万円	融資期間	10年

ホームページ

http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/sikin-26.html

共通	償還方法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還（据置は1年以内）
	申込窓口	取扱金融機関、商工会議所、商工会、（公財）静岡県産業振興財団、静岡県商工金融課、静岡県中小企業団体中央会

●成長産業分野とは

医療・福祉機器・ロボット、航空宇宙、光・電子、環境技術関連、新エネルギー、次世代自動車、スポーツ産業の分野です。

●クラスター関連分野事業とは

医療・健康関連産業、食品関連産業、光・電子技術関連産業です。

●お問い合わせ

静岡県経済産業部 商工業局 商工金融課 制度資金班
TEL：054-221-2513　FAX：054-221-2349
E-mail：shokokin-yu@pref.shizuoka.lg.jp

～ポジティブ・アクション、
両立支援の取り組みを推進している企業を募集！～

平成26年度「均等・両立推進企業表彰」候補企業募集

厚生労働省では、ポジティブ・アクション、両立支援に取り組む企業を表彰しており、平成26年度の表彰候補となる企業を募集します。企業の皆様のご応募をお待ちしています！

●対象企業

女性社員の能力発揮の促進や、仕事と育児・介護との両立支援に、積極的な取り組みを行っている企業。

均等推進企業部門	ファミリー・フレンドリー企業部門
職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組みを実施している企業	仕事と育児・介護との両立支援のための取り組みを実施している企業
各部門ごとに厚生労働大臣優良賞、都道府県労働局長優良賞、都道府県労働局奨励賞 【県内の平成25年度受賞企業】 ジャトコ株式会社（均等推進企業部門　静岡労働局長優良賞）	

両部門に優れた企業

均等・両立推進企業表彰
厚生労働大臣最優良賞

※受賞企業には、平成26年10月に、表彰状の授与を行います。

●実施要領等は、

静岡労働局雇用均等室または厚生労働省ホームページで入手できます。

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html

●応募方法

静岡労働局雇用均等室宛に郵送またはFAXにて応募用紙を送付してください。

●応募締切

3月31日（月）※当日消印有効

●お申込み・お問い合わせ

静岡労働局 雇用均等室
〒420-8639 静岡市葵区追手町９番50号
静岡地方合同庁舎５階
TEL：054-252-5310　FAX：054-252-8216

26年3月号_本文.indd 19　14/03/03 12:59

静岡労働局からのお知らせ

静岡県の外国人雇用状況（平成25年10月末現在）

～外国人労働者数が 37,626人(2. 4%増) ～

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを図ることを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。以下同じ。）の雇入れ又は離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

このたび、平成25年10月末現在の届出状況を集計しましたので、その概況をお知らせします。

【ポイント】

○ 外国人労働者を雇用している県内事業所数は4,653事業所。前年同期と比較すると192事業所、4. 3%の増加に転じた。また、県内の外国人労働者数は37,626人で、前年同期と比較すると883人、2. 4%の増加に転じた。（事業所数は全国で7番目（上位は、東京・愛知・神奈川・大阪・埼玉・千葉）、外国人労働者数は全国で5番目（上位は、東京・愛知・ 神奈川・大阪））

○ 国籍別外国人労働者数は、ブラジルが最も多く15,576人で、外国人労働者全体の41. 4%。次いで中国、フィリピンの順でそれぞれ6,507人（同17. 3%）、5,775人（同15. 3%）。

○ 県内で労働者派遣・請負事業を行っている事業所のうち、外国人を雇用しているのは1,317事業所で、外国人雇用事業所全体の28. 3%であった。また、派遣・請負事業所で就労する外国人労働者は19,277人で、県内の外国人労働者全体の51. 2%であった。（外国人労働者の派遣・請負割合は全国で1位。全国平均23. 7%）

○ 産業別でみると外国人労働者を雇用する事業所数・外国人労働者数は、製造業が最も多く、割合では事業所数は44.7%、労働者数は55. 1%。

○ 県内地区別における外国人労働者を雇用する事業所数及び外国人労働者数は、西部地区が最も多く、県内全体に占める割合では事業所数は48. 7%、労働者数は58. 4%となっている。また、中部地区では同24. 7%、21. 8%、東部地区では、同26. 7%、19. 8%となっている。

静岡県の外国人の雇用状況

【 国籍別　外国人労働者数と割合 】

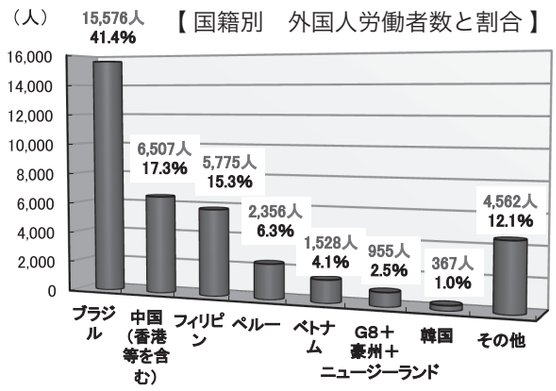

※G8は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシアを表す。

【 産業別　外国人労働者数と割合 】

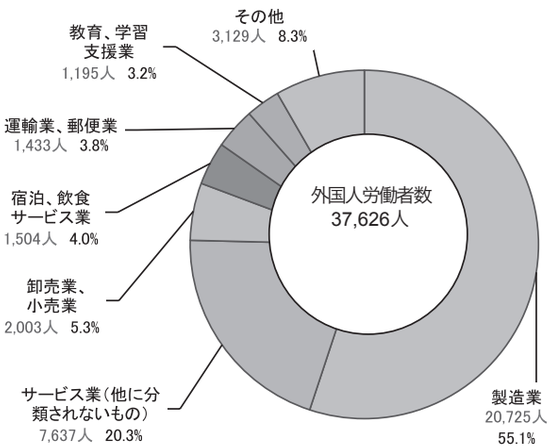

お問い合わせは、職業安定部　職業対策課（TEL054－271－9971）までお願いします。

≪静岡労働局ホームページ≫　http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

26年3月号_本文.indd 20　14/02/21 14:56

～解雇、賃金不払いなどで悩んでいませんか～

◇労働問題の相談は、最寄りの県民生活センターへ

静岡県では、県下４か所の県民生活センター等で労働相談窓口を設け、
専門の相談員等が労働に関する問題について幅広く相談に応じています。
―　*お気軽にご相談ください。*―

相　談　窓　口	受 付 時 間 等
賀茂県民相談室 〒415-0016　下田市中 531-1　下田総合庁舎２階 電話　0558-24-2206	・窓口受付時間 9:00～12:00 及び 13:00～16:00 ※　土、日、国民の祝日等休日、年末年始（12/29～1/3）はお休みです。
東部県民生活センター 〒410-0801　沼津市大手町 1-1-3　沼津商連会館ビル２階 電話　055-951-9144	
中部県民生活センター 〒422-8067　静岡市駿河区南町 14-1　水の森ビル３階 電話　054-286-3208	
西部県民生活センター 〒430-0929　浜松市中区中央 1-12-1　浜松総合庁舎３階 電話　053-452-0144	

☆相談内容

労働条件に関すること	解雇、賃金、退職金、労働時間、不当労働行為など
雇用に関すること	定年制、退職強要、配置転換など
勤労者福祉に関すること	労働保険、共済制度、福利厚生など
労働組合に関すること	労働組合の結成、活動、労働協約など
そ　の　他	職業能力開発、職場の人間関係など

☆面接相談

県内４箇所の相談窓口で、社会保険労務士の資格を持った専門の労働相談員等が相談に応じます。（賀茂は担当職員が相談に応じます。）
相談を円滑に行うため、相談に関係する書類があればお持ちください。

☆ 電話相談

（賀茂）0558-24-2206、（東部）055-951-9144、（中部）054-286-3208、（西部）053-452-0144 の最寄りのセンター（相談室）で受付けています。
通話料着信者払いサービス　ﾌﾘｰｱｸｾｽ　０１２０－９－３９６１０（サンキュー ロー ドー）　もあります。
※（携帯電話、ＩＰ電話等からはフリーアクセスの電話が利用できません）

☆その他　メール労働相談、弁護士労働相談（賀茂県民相談室を除く）、個別的労使紛争のあっせんも行っております。

問合せ先　静岡県経済産業部就業支援局労働政策課（〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6）
電話 054-221-2817　ﾌｧｯｸｽ 054-271-1979　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-210/index.html

26年3月号_本文.indd 21　14/02/21 11:57

くみあい百景

フリーアナウンサー協同組合舎鐘（しゃべる）

「声」と「言葉」のプロフェッショナル集団

住　所／〒420-0035
静岡市葵区七間町5番地1
理事長／長谷川玲子
組合員／8人

設　立／平成19年4月4日
ＴＥＬ／054-254-2251

全国初のフリーアナウンサーによる協同組合

アナウンサーは、華やかにテレビを飾り、市民の注目を浴びている。ただフリーアナウンサーは、局アナと違い出演する局が限られておらず、活動の場が広い反面、仕事を安定的に確保するのが難しい傾向にある。比較的女性が多い職業であることから、仕事と育児・家庭との両立といった課題もある。この課題に対応するため、静岡県在住の女性フリーアナウンサー五人が、フリーアナウンサー協同組合舎鐘（しゃべる）を平成一九年四月に設立した。

設立前は、フリーアナウンサー数人が、仕事を融通する目的で活動を行っていた。

しかし、業務規模が拡大するにつれ、イベント主催者などからの注文範囲も増え、責任体制を明確にし、組織体制を強化する必要性が生じた。そこで活動組織の信頼性を高めるために設立を行った。

長谷川玲子理事長は、「協同組合は、司会やリポーターなど仕事の依頼の窓口となりますが、相互扶助の精神を生かし、組合員が例えば急病になり、仕事を空けてしまうわけにはいかないようなとき、他の組合員が、代理で仕事を請け負うことができます。緊急時に、仕事をスムーズに行うことができれば注文者も受注側の組合も安心することができます。通常司会を緊急に代理できる人も限定されると思いますので、協同組合はまさに設立メンバーの考えていたことと、ぴったりあてはまりました」と設立理由を話す。

▲組合を引っ張る長谷川理事長

明るく爽やかで知的イメージを活かす

組合の主な事業の一つは、テレビ・ラジオ等の司会、レポーターやＣＭ等のナレーターなどのアナウンス業務等の共同受注である。

企業主催のイベントには、司会者として全体進行を演出し、トークショーなどで盛り上げたりするほか、イメージキャラクターとして出演することもある。ＣＭのナレーションでは、声の出演、画面への出演者としてクライアントの意図に沿った声や演技で画面を通して、心に残るメッセージを届ける。またラジオでは、その番組にあった放送のしゃべり手としてニーズにあわせたトークを展開する。組合の受注件数は月平均一五件以上と安定した運営を図る。

二つ目は、組合が企画する講演会、研修会事業である。最近では、「結婚式ＭＣ育成講座」。幸せあふれる「結婚披露宴」は、時間を忘れて楽しむ別世界であり、ＭＣは、夢いっぱいのカップルを応援しながら一生に一回の二人の大切な結婚披露宴を進行する大事な役目。この研修会には、平均二〇名以上が参加し、応募するとすぐに定員が埋まってしまうほど人気が高い。他には、専門領域を活かした「話し方セミナー」である。たとえば、六回シリーズで、表現豊かな話し方、正しいコミュニケー

▲組合が企画運営する研修会

26年3月号_本文.indd 22 14/02/27 11:35

ションの取り方などをテーマに行う。顔の表情、滑舌など技術的なものから、相手に自分の気持ちをしっかり伝える意識の重要性など精神的なものまで講義を行う。

組合の理念は、美しい言葉を大切に、様々な「しゃべり」を提供して人と人とをつなぐことであり、「もっともっと」「まだまだ」頑張りたい、年齢を問わず声の仕事をしたい人を応援し、地域の活性化を図ることである。

こうした活動実績が認められ、平成二四年一一月、皇太子殿下がお手植えされた第三六回全国育樹祭が、袋井市で開催された際、当組合が式典行事やイベント進行等、総合司会業務を担当。開催二日間で参加者七千五百人を集める大きなイベントの司会進行部門を組合員がそれぞれ役割分担し、円滑な運営を図り、成功に導いた。

▶組合で「声の仕事」を通じ社会に貢献する

「声の力」を通じ社会に貢献する

長谷川理事長は「協同組合は、家庭や育児を主体的に行いがちなフリーアナウンサーにとって、大きな情報源で、仕事の窓口となっています。ただこれだけ業務を受注してきた組合ですが、設立以降いまだ主催者から一件もクレームを受けたことがないんです。これは、組合員が個々に独立した「しゃべり手」としてそれぞれの個性を生かし、互いにアナウンス技術の向上に精進しているからだと思います。各組合員は、現場で予想を超える注文を受けることがあっても臨機応変に持ち前の技術、経験、ノウハウで対応し、注文主の期待以上のサービスを提供しているからだと思います。現状に満足せず、新分野を開拓する挑戦心を持ち、声の力、言葉の力を通じて地域や社会に貢献する組合として頑張っていきたい」と話す。

組合運営Q&A

Q 通常総会を開催する際、開催日の２週間前から「決算関係書類等」の備置きをしなければなりませんが、この規定に関わりなく、総会の招集手続を省略する旨の組合員全員の同意が得られた場合、同時に通常総会を開催することができますか？

A 全員の同意がある場合には、招集手続を省略することができ、通常総会の開催手続上、「決算関係書類等」などの提供が不要となるだけです。**通常総会の開催日の２週間前の日からの「決算関係書類等」の備置きは、招集手続を省略するか否かにかかわらず義務**づけられますので、即時に通常総会を開催することはできません。

26年3月号_本文.indd 23 14/03/03 12:59

人から学ぶ事

はじめまして。今仕事で、水道メーターの取替え工事の説明をするため、一年で二〇〇〇人くらいの知らない人と話す機会があります。説明する内容は一緒ですが二〇〇〇人にもなると…（汗）

もちろんいい人が大半ですけど、なかには、変わった人もいて、心が折れることも嫌な気持ちになる事も多々あります。

自分が一生生きていく仕事していく為に必要な事は、多様な人と付合い知合い、様々な話を聞いて学ぶ事だと思っています。

清水青年中央会に入った理由もそこです。

清水青年中央会の人たちは、素晴らしい人ばかりですけどね。（笑）

面倒くさい時でも、人と会いたくない時でも誘われることに感謝して付合い、仲間を大切にしていきたいと思います。

静岡県清水青年中央会
岩崎 哲也
岩崎配管設備

編集室便り

3月、年度末である。

当方は12月よりもこの3月の方が1年が終わる感じが強い。この時期は終わる寂しさと新しい年度への期待感が混じり、何とも言えない心境になる。

さて、多くの組合では1年の締めくくりとともに、総会に向けての準備を始める時期である。事務局は慌ただしくなるが、同時に見せ場となる。ご活躍を祈念したい。（増田）

お知らせ

清水青年中央会と中部青年中央会は静岡市内のホテルで2月1日、合併を審議する臨時総会を開催。

総会では両青年中央会が平成26年4月1日をもって合併する決議が可決されました。

なお、合併後の新名称は静岡県中部青年中央会とすることが投票の結果決定しました。

中小企業静岡3月号（通巻724号）

●発行人／ 静岡県中小企業団体中央会 〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 TEL／054-254-1511 FAX／054-255-0673
東部事務所 〒410-0881 沼津市八幡町7番1号 TEL／055-963-4511 FAX／055-963-8307
西部事務所 〒430-0929 浜松市中区中央1丁目17-19 TEL／053-453-2195 FAX／053-453-2198

●中央会ホームページ http://www.siz-sba.or.jp/ ●E-mailアドレス joho-kikaku@siz-sba.or.jp
皆様のご意見をお待ちしております。（TEL、FAX等でもお受け致します。）

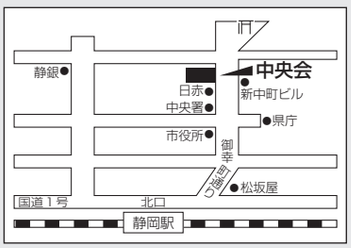

静岡事務所

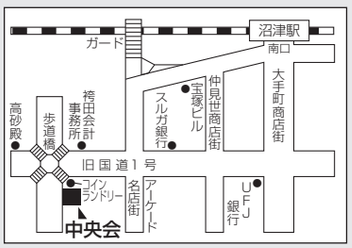

東部事務所

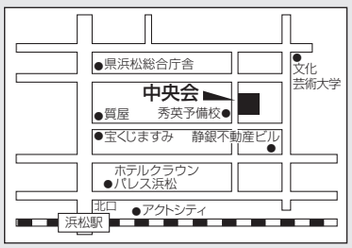

西部事務所

26年3月号_本文.indd 24 14/03/05 15:31

出向・移籍をサポートします

企業間の出向・移籍

お気軽にご相談ください

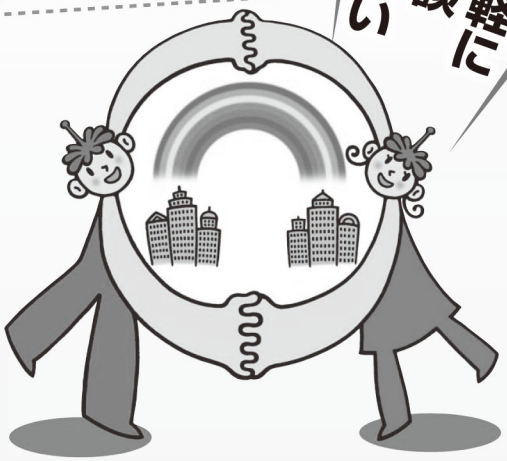

信頼と安心

経済・産業団体と
厚生労働省の協力で
設立された
公益法人です。

全国ネット

全国47都道府県の
事務所で、取扱って
おります。

無　料

情報の提供・相談、
あっせんの費用は
かかりません。

出向・移籍

◎受入企業及び送出企業に対しきめ細やかな相談で最適な人材情報の提供・紹介を行います。
◎インターネットにより人材情報も提供しています。

センターの出向・移籍支援システム

公益財団法人 産業雇用安定センター

人材送出企業

人材情報の登録

情報提供・相談・紹介

人材受入企業

企業どうしの話し合い・面接

出向・移籍成立

センター利用のメリット

◎センター独自の求人情報の提供が可能です。
◎他の公共職業紹介機関（ハローワーク等）との併用が可能です。
◎求職される皆様のご希望を考慮し、求人情報をご紹介します。
◎求職者にはセンターの職員が登録から再就職に向けて支援・指導を行います。

公益財団法人 **産業雇用安定センター静岡事務所**

〒420-0851 静岡市葵区黒金町11番７号 三井生命静岡駅前ビル12Ｆ

TEL 054-255-1343　FAX 054-652-3259

E-mail：shizuoka-j2@sangyokoyo.or.jp

経済・産業団体、ハローワーク等と連携し、全国的なネットワークを通じて、
人材の確保、従業員の再就職支援に努めています。

昭和43年10月1日第3種郵便物認可　毎月1日発行
平成26年3月1日発行（通巻724号）　発行人　静岡県中小企業団体中央会
〒420-0853　静岡市葵区追手町44-1
TEL.054（254）1511
FAX.054（255）0673
定価300円　年間3,600円

つもる話は アフター ファイブに。

仕事帰りにサクッと夕方がチャンス。

はずむ話は デイ タイムに。

休日にじっくり。家族一緒がナイス。

働く人に便利な2つの「相談会」が、
ますます利用しやすくなりました。

〈ろうきん〉全店OPEN!
水曜よりみち相談会
17:00～19:00

毎週水曜日 夕方　予約優先※1

県内〈ろうきん〉の全営業店で開催中!

TOPICS
ローンのこと、お金のこと。ご相談内容がひろがりました。
住宅ローンなど、各種ローンのご相談はもちろん、
預金や個人向け国債、投資信託の
ご相談もお取扱いします。
お金のことなら何でも幅広くご相談ください。
※個人向け国債、投資信託のご相談は予約制となります。

日曜のんびり相談会
9:00～12:00　13:00～16:00

毎週日曜日　予約制

県内〈ろうきん〉のローンセンターで開催中!

TOPICS
週末はご家族で。3ローンセンターでは土曜日も相談OK。
お客様の声にお応えして土曜日も相談会を開催。
土曜日開催店
◎浜松中央ローンセンター
◎静岡中央ローンセンター
◎富士ローンセンター

※1 ご予約のない場合、混雑状況により当日のご相談をお受けできないこともありますので予めご了承ください。
※　いずれの相談会も、一部開催しない日がございます。

〈ろうきん〉が初めての方も大歓迎。ぜひお近くの〈ろうきん〉へ。

お近くの〈ろうきん〉はこちらから!
モバイル版にアクセス!

ろうきん
静岡県労働金庫

お問い合わせ ご予約は
ピポパ de ろうきん　携帯電話からでもOK!
フリーダイヤル　平日 9:00～18:00
0120-609-123
インターネットホームページ
http://shizuoka.rokin.or.jp